

第4回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成29年9月28日(木) 午後2時00分より
於：島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1

第4回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成29年9月28日(木) 14時00分
2. 閉会時間 平成29年9月28日(木) 14時46分
3. 開催場所 島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1
4. 出席委員者の数 18名
5. 欠席委員者の数 1名
6. 出席推進委員の数 6名
7. 報告事項
 - 報告第1号 合意解約通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
 - 報告第3号 新規就農者について
8. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
 - 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第5号議案 非農地証明願について
 - 第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
 - 第7号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について

午後2時00分開始

議長

皆さんこんにちは、只今より、第4回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・番・・・・・・委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・番・・・・・・委員、・番・・・・・・委員を指名します。

議長

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、合意解約通知書について報告します。

議案集1ページに記載のとおりで、2件2筆2,104.00平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集は2ページに記載のとおりで、3件4筆5,572.00平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、新規就農者について報告します。

議案集は3ページ、届出者は・・・の・・・さん、父親で・・・の・・・さんからすべての農地を引き継ぎ、父、母の3人で農業に従事されます。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長(堀川 好清 会長)

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請1番から3番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番から3番について説明します。

1番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。

田1筆1, 733平方メートルと畑2筆255平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は11,055.34平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕耘機1台、動噴1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

2番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。畑1筆2, 110平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は16,919平方メートルで、農機具は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、動噴1台、管理機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

3番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。

畑13筆12, 341平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は12,341平方メートルで、農機具は、トラクター1台、管理機1台、動噴1台、草刈り機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1番について、・・・ 委員。

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、農家で43年の農作業歴があります。

妻と子の3人で農業を営んでおり、水稻、ダイコン、ニンジンを作付し、通作距離は徒歩で5分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に、2番について、・・・ 委員。

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、農家で7年の農作業歴があります。

父母と祖父の4人で農業を営んでおり、水稻、ニンジンを作付し、通作距離は徒歩で1分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に、3番について、・・・ 委員。

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の譲受人は、兼業農家で29年の農作業歴があります。

父母と3人で農業を営んでおり、いちご、レタス、バレイショを作付し、通作距離は車で10分と
いうことで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の1番から3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番から3番は許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1
番から3番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求め
ます。

事務局

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の申請人は・・・の・・・さんで、申請地653平方メートルに、木造平屋建て牛舎を建
築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地となっております。本来であれば農地転用は不許可になりますが、農業用施設用地への軽微な変更が行われているため、農地法第4条第6項の農地転用の不許可の
例外に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．．．． 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は．．．の一角にあり、北側は宅地、東側及び南側は申請者の宅地、西側は道路となっております。

雨水は溜桧、敷地内の側溝を経由して道路側溝へ、汚水は牛舎内のもみ殻で吸収させて処理するとなっております、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

・番

牛舎ですので、隣接者がしらなかった、管理の仕方によっては問題がでる場合もある。農地法では不許可はできないと思いますけど、3メートルぐらいの道路を挟んで牛舎が建つようですが、敷地のぎりぎりまで牛舎が建つようだが、後で問題が出てくるのではと心配しており、そのへんの対応はどうしているか。

事務局

廣瀬委員が言われたように、農地法では不許可には該当しないですが、被害防除計画の2ページに記載されておりますように、市道から何メートルとは書いてないのですが、離して建築されるようになっております。匂い等については、何とも言えないが、申請代理人に話を聞いた時には、隣接者には話をしているということでした。

・番

私も現地調査に行ったが、隣接者が私の知り合いで、何ができるのか知らなかったんです。

私も住宅地に牛を飼っていると何かとあったので山のほうに移ったんです。建築にあたっては、トラブルがないようにしてもらいたい。

．．番

．．委員が言われるのはわかりますが、近隣の話は聞いておられますか。匂い等の問題もあるので、近隣には説明し同意でもあればいいのですけども。

事務局

申請代理人に確認したときは、近隣には説明したと聞いておりました。しかし、皆さんが言われるように、隣の方が現地調査時に何が建つのかと言われたのは事実ですが、私たちとしては、行政書士が申請書を提出されるときは、近隣に説明をしてもらうようお願いはしておりますが、隣接の許可が必要となっていないので、お願いはしております。

議長

他にありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請1番については許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の1番ですが、関連がありますので、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を同時に上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の1番及び第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について説明します。

第3号議案1番の申請人は・・・・・・の・・・・・・ ・・・・・・ ・・・・・・ ・・・・・・ さんで、当初は・・・・番・・・・番・・・・番・合併及び・・・・番・の土地を譲り受け、倉庫、資材置場、駐車場及び進入路とする計画で、平成・・年・月・・日付け長崎県指令・・農地活第・・・・号で許可を受けていましたが、進入路として利用予定でした・・・・番・だけでは、大型車両の出入りには狭く、安全のため・・・・番・・及び水路の払下げ部分と一体に進入路とする計画ができたため、当初計画を変更したいとの申請です。

なお、進入路の拡張部分の申請である、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番については、譲渡人は・・・・の・・・・さん、譲受人は・・・・の・・・・ ・・・・ ・・・・ さんで、申請地19平方メートル及び水路5.15平方メートル(用途廃止済)を追加して進入路を拡張したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
..... 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の1番及び第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は.....の一角にあり、北側は農地、東側及び南側は道路、西側は宅地となっております。
雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の1番及び第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番及び第4号議案の1番は許可相当と認めることよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請の1番及び第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について説明します。

2番の使用貸人は、.....の.....さん、使用借人は.....の.....さんで、申請地

448平方メートルを借り受け、木造二階建て住宅を建設したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地（農地法施行令第12条1号）で、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農地転用の不許可の例外（農地法施行令第11条第1項第2号イ・農地法施行規則第33条4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続されるもの」）に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

..... 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は.....の一角にあり、北側は農地、東側及び南側は使用貸人の宅地、西側は農地及び道路となっております。

雨水は溜枿を經由して側溝へ、污水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について、ご意見等がありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求め

ます。

事務局

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番について説明します。

3番の譲渡人は・・・・・・の・・・・・・さん、譲受人は・・の・・・・・・さんで、申請地160平方メートルを譲り受け、隣接地・・・・番・宅地及び・・・・番・宅地と一体に住宅用地として利用したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で住宅等が連たんしていることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の申請地は・・の一角にあり、北側は農地及び譲渡人の宅地、東側及び南側は里道を挟んで宅地、西側は譲渡人の宅地となっております。

雨水は自然流下するというので、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番は許可相当

と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第5号議案 非農地証明願いの1番ですが、関連がありますので、第5号議案 非農地証明願いの2番を同時に上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの1番及び2番について説明します。

1番の申出人は・・・・・・の・・・・・・さん、2番の申出人は・・・・・・の・・・・・・で、申請地は傾斜地で長年耕作されておらず、昭和52年月日不詳頃より雑木が生い茂っていましたが、平成24年頃に伐採され、・・・・・・が飼育している、仔馬の放牧場として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・・・・ 委員

現地調査員

第5号議案 非農地証明願いの1番及び2番について報告します。

1番及び2番の申請地は・・・・・・の一角にあり、北側及び西側は農地、東側は宅地及び山林、南側は宅地となっております。

現地を見ますと、傾斜地で雑木が点在しており、仔馬の放牧場として使用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の1番及び2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案の1番及び2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の1番及び2番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第5号議案 非農地証明願いの3番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 非農地証明願いの3番について説明します。

3番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は平成4年月日不詳頃より資材置場及び露天駐車場として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・・ 委員

現地調査員

第5号議案 非農地証明願いの3番について報告します。

3番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び西側は農地、東側は道路、南側は宅地となっております。

現地を見ますと、資材置場及び露天駐車場として使用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長)

ご意見等がありませんので、第5号議案の3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の3番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について上程します。
本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、
・・・番　・・・・・・　委員の退場を求めます。

（・・・・・・　委員　退場）

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集10ページから15ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定　16件　36筆　40,472.00㎡

耕作権の再設定　　14件　23筆　27,093.00㎡

合　　計　　　　　30件　59筆　67,565.00㎡

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集16ページに記載のとおりで、
4件　8筆　5,560.00㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第6号議案　農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）は承認することに決定します。

・・・番 ・・・ 委員の入場を求めます。

(・・・ 委員 入場)

議長

・・・委員に関する案件も含め、承認することに決定しましたので報告します。
次に、第7号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明いたします。

この議案は、今日の総会で先程承認をいただきました長崎県農業振興公社に貸借する分の7筆7,539平方メートル分及び再配分の1筆714平方メートルで合計の8筆8,253平方メートル分について、島原市より「農用地利用配分計画（案）」の意見聴取の依頼がありました。

※（「農地中間管理事業の実施に関する規程」の10(2)）

議案集の17ページをご覧ください。

1番の農地の受け手は・・・の・・・さんで、貸借後の耕作面積は、15,947平方メートル、農機具はトラクター2台、トラック2台、マルチャー1台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は3名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

次に2番の農地の受け手は、・・・の・・・さんで、貸借後の耕作面積は26,877平方メートル、農機具はトラクター4台、トラック2台、牧草反転集草機2台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は3名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

次に3番から5番の農地の受け手は、・・・の・・・さんで、貸借後の耕作面積は15,968平方メートル、農機具はトラクター1台、トラック1台、管理機1台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は2名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

次に6番及び7番の農地の受け手は、・・・の・・・さんで、貸借後の耕作面積は10,310平方メートル、農機具はトラクター1台、トラック1台、管理機2台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は5名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

次に8番の農地の受け手は、・・・の・・・さんで、貸借後の耕作面積は21,954平方メートル、農機具はトラクター2台、トラック2台、管理機1台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は3名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たし

ております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第7号議案は問題なしということで市に回答することに決定します。

以上で第4回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第4回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後2時46分